二　特定建設工事業者が各年度に新たに建設する請負型規格住宅に係る第一条第一項第二号ロ(1)の住宅部分の設計一次エネルギー消費量の合計が、当該年度に新たに建設する請負型規格住宅の特定建設工事業者基準一次エネルギー消費量（床面積、設備等の条件により定まる特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅に係る基準となる一次エネルギー消費量をいう。次条において同じ。）の合計を超えないこと。

（特定建設工事業者基準一次エネルギー消費量）

第九条の三　一戸建て住宅の特定建設工事業者基準一次エネルギー消費量は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一　特定建設工事業者が令和六年度以降に新たに建設する請負型規格住宅のうち一戸建ての住宅（次号に掲げるものを除く。）　次の式により算出した数値（その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。次号及び次項において同じ。）

$$E_{ST}=\{(E_{SH}+E_{SC}+E_{SV}+E_{SL}+E_{SW})\times 0.8+E_M\}\times 10^{-3}$$

（本条において、E_{ST}、E_{SH}、E_{SC}、E_{SV}、E_{SL}、E_{SW}及びE_Mは、それぞれ次の数値を表すものとする。）

E_{ST}	特定建設工事業者基準一次エネルギー消費量（単位　一年につきギガジュール）
E_{SH}	第五条第一項の暖房設備の基準一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）
E_{SC}	第五条第一項の冷房設備の基準一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）
E_{SV}	第五条第一項の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）
E_{SL}	第五条第一項の照明設備の基準一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）
E_{SW}	第五条第一項の給湯設備の基準一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）
E_M	第五条第一項のその他一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

二　特定建設工事業者が令和六年度以降の年度であって経済産業大臣及び国土交通大臣が定める年度以降に新たに建設する請負型規格住宅のうち一戸建ての住宅　次の式により算出した数値

$$E_{ST}=\{(E_{SH}+E_{SC}+E_{SV}+E_{SL}+E_{SW})\times 0.75+E_M\}\times 10^{-3}$$

2　特定建設工事業者が令和六年度以降に新たに建設する請負型規格住宅のうち長屋又は共同住宅の特定建設工事業者基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値とする。

$$E_{ST}=\{(E_{SH}+E_{SC}+E_{SV}+E_{SL}+E_{SW})\times 0.9+E_M\}\times 10^{-3}$$

（新設）